

# 建て替えできる無接道敷地内の建築物の対象を拡大しました



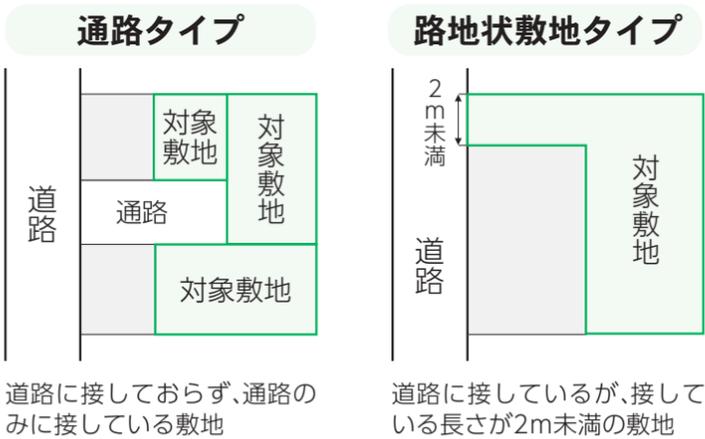
## 7月19日(火)から募集開始 若者ワンステップ 応援事業

働きたい若者を応援します

職業的自立を目指す若年非就労者を対象に、就職への「1歩」を応援する最長7か月のプログラムです。  
キャリアカウンセリング、グループで行う就労準備プログラム、企業でのインターンシップ等をメニューとし、一人一人の状況や目標に合わせて相談員が段階的に支援します。就職後は、必要に応じて定着支援を行います。  
【対象】区内在住(都内在住の方は応相談)の18歳〜39歳で、現在就労していない方(週20時間以下の就労は可)、8名程度

※受講には一定の要件があるため、応募者に面談を行います。  
【実施場所】新宿区勤労者・仕事支援センター5階若年者就労支援室(新宿7-3-29、新宿ここから広場)から広場(新宿7-3-29、新宿ここから広場)棟)ほか  
【申込み】7月19日(火)〜8月12日(金)土・日曜日、祝日を除く)に電話または直接、同事務局(新宿7-3-29、新宿ここから広場)と(新宿7-3-29、新宿ここから広場)と(3200)3311へ。詳しくは、お問い合わせください。

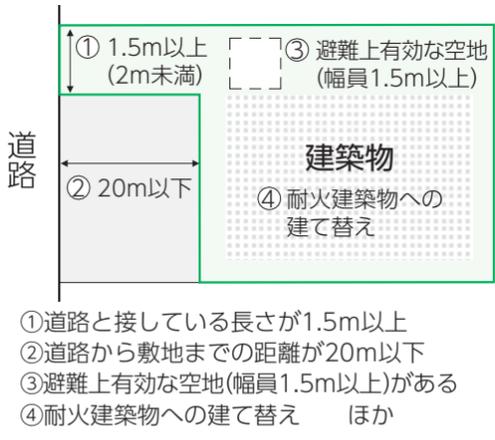
建築基準法に基づき、建築物は原則として2m以上道路に接している敷地内のもののみ建て替えでき、無接道敷地内の建築物の建て替えには区の許可が必要です。また、無接道敷地は、「路地状敷地タイプ」「通路タイプ」の2つに分類され(左記)、タイプごとに建て替え許可基準が異なります。27年の「通路タイプ」の許可基準に続き、今回は、「路地状敷地タイプ」の許可基準を新たに追加しました(下記参照)。



道路に接しておらず、通路のみに接している敷地

道路に接しているが、接している長さが2m未満の敷地

※①が1.8m以上、②が10m以下であれば、これまで通り③の要件は不要、④は準耐火建築物への建て替えでも要件を満たします。  
右記建て替え許可基準は概要です。基準には、ほかにも要件があります。建築物の建て替え計画に当たって詳しくは、建築指導課へお問い合わせください。



新たに追加した路地状敷地タイプの敷地内の建築物建て替え許可基準(概要)  
①〜③は敷地、④は敷地内の建築物に定める基準です。

区では、建築物の耐震化・不燃化を促進し、木造住宅密集地域の解消を図るなど、高度防犯都市化を進めています。4月から、無接道敷地(★)内の建築物の建て替え許可基準を新たに追加し、より多くの建築物が建て替えられるようになりました。  
★無接道敷地：道路に2m以上接していない敷地  
【問合せ】建築指導課(本庁舎8階) ☎(5273)3742・☎(3209)9227へ。

### 27年度の公開請求の状況

実施機関	請求件数	公開の可否決定件数					未決定等
		公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	
区長(※)	268件	92件	166件	2件	4件	1件	3件
教育委員会	34件	17件	7件	0件	8件	0件	2件
選挙管理委員会	2件	0件	1件	0件	1件	0件	0件
監査委員	2件	0件	0件	0件	2件	0件	0件
議会	3件	1件	0件	0件	2件	0件	0件
合計	309件	110件	174件	2件	17件	1件	5件

※請求件数と決定件数には、26年度中の請求に対する決定件数(区長4件)を含みます。

区政情報(公文書)を、いつでも公開請求できる制度です。請求に対する決定に不服があれば、不服申し立てをすることができ、その救済機関として情報公開・個人情報保護審査会を設置しています。  
【請求できる情報】実施機関の職員が職務上作成または取得した文書・図画・電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に利用するために保有するもの  
【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

## 情報公開制度 個人情報保護制度 平成27年度の運用状況を お知らせします

区では、情報公開制度・個人情報保護制度により、区民の皆さんの区政への参加の推進と個人情報保護の適正化に努めています。  
2つの制度の実施機関である区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・議会の27年度(27年4月1日〜28年3月31日)の運用状況の概要をお知らせします。詳しい内容は、区政情報センター(本庁舎1階)・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。  
【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064・☎(5272)5500へ。  
※実績のない実施機関は、表への掲載を省略しています。

### 27年度の個人情報業務登録・個人情報ファイル登録・個人情報を含む業務委託の状況

実施機関	個人情報業務登録	個人情報ファイル登録	個人情報を含む業務委託
区長	1,619件	390件	355件
教育委員会	608件	50件	19件
選挙管理委員会	14件	7件	3件
監査委員	2件	0件	1件
議会	21件	3件	9件
合計	2,264件	450件	387件

### 27年度の目的外利用・外部提供・電子計算機の結合の状況

実施機関	目的外利用	外部提供	電子計算機の結合
区長	42件	43件	34件
教育委員会	1件	4件	2件
選挙管理委員会	2件	0件	0件
合計	45件	47件	36件

※目的外利用は、業務の目的を超えて利用する課が属する実施機関に集計しています。

### 27年度の自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求件数	開示の可否決定件数					未決定等
		開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	
区長(※)	139件	53件	43件	1件	35件	0件	7件

※請求件数と決定件数には、26年度中の請求に対する決定件数(区長3件)を含みます。

◆27年度は、自己情報の訂正請求・利用停止請求はありませんでした。

個人情報を取り扱う業務は、業務の目的やどのような個人情報情報を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録しています。  
また、電子計算機で検索できるように体系的に構成した個人情報データベースを構築している個人情報は、一定の場合に限られます。  
実施機関の保有する個人情報報告を、区の機関以外へ提供すること(外部提供)も、同様に厳しく制限されています。  
さらに、個人情報を処理する際に、個人情報保護法に基づき、目的外利用(目的を超えて利用)や外部提供(外部へ提供)は、原則として禁止されています。また、自己の個人情報に誤りがある場合は、訂正請求ができます。実施機関が個人情報保護条例に反して個人情報を利用している場合には、利用停止請求ができます。  
【請求できる方】区が保有している個人情報の本人であれば、どなたでも請求できます。  
【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

区民の皆さんのプライバシーを守るため、区が保有する個人情報の適正な管理と利用のルールを定めるとともに、皆さんが自分の個人情報の開示・訂正等を請求できる制度です。請求に対する決定に不服があれば、個人情報保護制度と同様、不服申し立てをすることができます。  
【個人情報業務の登録等】個人情報を取り扱う業務は、業務の目的やどのような個人情報情報を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録しています。  
また、電子計算機で検索できるように体系的に構成した個人情報データベースを構築している個人情報は、一定の場合に限られます。  
実施機関の保有する個人情報報告を、区の機関以外へ提供すること(外部提供)も、同様に厳しく制限されています。  
さらに、個人情報を処理する際に、個人情報保護法に基づき、目的外利用(目的を超えて利用)や外部提供(外部へ提供)は、原則として禁止されています。また、自己の個人情報に誤りがある場合は、訂正請求ができます。実施機関が個人情報保護条例に反して個人情報を利用している場合には、利用停止請求ができます。  
【請求できる方】区が保有している個人情報の本人であれば、どなたでも請求できます。  
【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

### 情報公開制度

区政情報(公文書)を、いつでも公開請求できる制度です。請求に対する決定に不服があれば、不服申し立てをすることができ、その救済機関として情報公開・個人情報保護審査会を設置しています。  
【請求できる情報】実施機関の職員が職務上作成または取得した文書・図画・電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に利用するために保有するもの  
【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

### 個人情報保護制度

個人情報を取り扱う業務は、業務の目的やどのような個人情報情報を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録しています。  
また、電子計算機で検索できるように体系的に構成した個人情報データベースを構築している個人情報は、一定の場合に限られます。  
実施機関の保有する個人情報報告を、区の機関以外へ提供すること(外部提供)も、同様に厳しく制限されています。  
さらに、個人情報を処理する際に、個人情報保護法に基づき、目的外利用(目的を超えて利用)や外部提供(外部へ提供)は、原則として禁止されています。また、自己の個人情報に誤りがある場合は、訂正請求ができます。実施機関が個人情報保護条例に反して個人情報を利用している場合には、利用停止請求ができます。  
【請求できる方】区が保有している個人情報の本人であれば、どなたでも請求できます。  
【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

### 目的外利用・外部提供

個人情報を取り扱う業務は、業務の目的やどのような個人情報情報を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録しています。  
また、電子計算機で検索できるように体系的に構成した個人情報データベースを構築している個人情報は、一定の場合に限られます。  
実施機関の保有する個人情報報告を、区の機関以外へ提供すること(外部提供)も、同様に厳しく制限されています。  
さらに、個人情報を処理する際に、個人情報保護法に基づき、目的外利用(目的を超えて利用)や外部提供(外部へ提供)は、原則として禁止されています。また、自己の個人情報に誤りがある場合は、訂正請求ができます。実施機関が個人情報保護条例に反して個人情報を利用している場合には、利用停止請求ができます。  
【請求できる方】区が保有している個人情報の本人であれば、どなたでも請求できます。  
【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

### 自己情報の開示・訂正等の請求

こんな電話は詐欺! ★ 息子や孫を装い「トラブル解決にお金が必要」などと電話をかけてきた犯人に 自宅や指定の場所でお金をだまし取られる被害が多発 ★ 不審な電話は迷わず110番!